

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度第1回弘前市建築審査会
開 催 年 月 日	平成29年4月26日(水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	10時00分 から 10時45分まで
開 催 場 所	弘前市役所新庁舎3階防災会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市建築審査会会長 津村 浩三
出 席 者	会長 津村 浩三 職務代理者 長利 清文 委員 中林 弓子 委員 柳谷 誠 委員 片桐 武志
欠 席 者	
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	建設部長 鈴木 政孝 建築指導課長 佐藤 久男 建築指導課長補佐 岸 勝浩 建築指導課主幹兼建築審査係長 鎌田 春香 建築指導課主幹兼建築指導係長 熊澤 靖夫 建築指導課主事 木村 裕和
関 係 人 出 席 者	
会 議 の 議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第1号、第2号、第3号「建築基準法に基づく建築物の接道に係わる特例許可の同意について」 ・ 報告7件「建築物の接道に係わる特例許可の報告について」
会 議 結 果	・ 議案第1号、第2号、第3号について、同意する

会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書 ・建築基準法関係部分の抜粋
会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)	別紙のとおり
その他必要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・報告1については、公開。

会議内容

司会

定刻となりましたので、始めさせていただきます。委員の皆様には、公私ともにご多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、平成29年度第1回弘前市建築審査会を開会いたします。

本日の案件は、議案第1号から議案第3号が「建築物の接道に係る特例許可の同意について」3件、報告事項が「建築物の接道に係わる特例許可の報告について」7件となっております。

また、昨年8月31日開催の平成28年度第3回建築審査会で同意いただきました「建築物の接道に係わる特例許可の同意について」4件につきましては、平成28年9月1日付で許可いたしましたので、ご報告いたしま

す。

それでは、お手元の資料1の1ページの次第に従って進めてまいります。

はじめに建設部長よりご挨拶申し上げます。

部長 4月から建設部長を務めております、鈴木でございます。

平成29年度第1回建築審査会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から市政各般にわたり、格別のご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、日を追うごとに気温も上がり、弘前公園の桜も満開となっております。「弘前さくらまつり」は、来年100周年を迎えます。

日本一の桜と称され、毎年200万人以上の方が訪れておりますが、弘前さくらまつりは、市内の若者たちにより結成された「呑気倶楽部（のんきくらぶ）」による弘前公園での花見がきっかけとなっております。1918年（大正7年）に、弘前商工会が第1回観桜会として開催したことが始まりとのことです。

2018年（平成30年）に100周年を迎えるため、今年からさまざまな記念行事を開催されますので、ぜひ

弘前公園に足を運んでいただきたいと思います。と思っています。

それでは、本日の審査会は、諮問案件が3件、報告案件が7件となっております。

十分なお審議、ご議論をお願いいたしまして、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、これから審議に入りますが、弘前市建築審査会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっております。それでは津村会長よろしくをお願いいたします。

議長

皆さん、どうもご苦労さまでございます。

本日は、委員全員が出席しております。弘前市建築審査会条例第5条第2項により、過半数以上の委員が出席しておりますので、会議は成立いたします。

よって、ただちに会議に入ります。

最初に会議の公開について、お諮りします。

議案第1号から議案第3号の3件と報告事項7件中、報告1を除く6件の計9件については、個人情報が含まれていることから、会議を非公開にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それではご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号の3件と報告事項の6件については、非公開とすることに決定しました。

次に弘前市建築審査会運営規程第5条第2項の規定による、今回の審査会の会議録署名者を指名いたします。

なかばやしゆみこ
中林弓子委員にお願いします。よろしくお願いいたします。
ます。

それでは、議案第1号「建築物の接道に係わる特例許可の同意について」の審議に入ります。

特定行政庁より説明をお願いします。

(議案第1号から議案第3号の3件について非公開)

議長 次の案件は、「建築物の接道に係わる特例許可の報告について」です。

報告1から報告7まで一括して、特定行政庁より説明をお願いします。

特定行政庁 それでは、「建築基準法第43条第1項ただし書きの規

定による建築審査会の同意に基づく許可の運用基準」に基づき、許可した7件の申請内容についてご説明いたします。

なお、この基準の名称をこの先「包括同意基準」と略させていただきます。

まず、報告1の申請内容についてご説明いたします。

市内上白銀町1番地1 弘前市長 葛西憲之からの申請で、建築場所は、市内川合字岡本162番1、163番1の各一部となっております。

731.76㎡の敷地に、木造一部鉄筋コンクリート造平家建ての休憩施設と一体となった便所84.24㎡を新築するものです。

報告1の配置図をご覧ください。

この敷地の東側に舗装された幅員6.00mの弘前市有の道がありますが、市道認定されていないことから建築基準法上の道路に該当しません。

この道を通じて、北側の幅員10.30mの建築基準法上の道路に接するものとなっております。

建築敷地が建築基準法上の道路に直接、接していないことから、法第43条第1項ただし書きの許可を申請したものです。

申請敷地東側の道について、これを建築基準法上の道路とみなして建築基準法関係法令、命令、条例の規定による規制を適用することを条件に許可をしたものです。

この申請に対して許可するにあたり、「包括同意基準」

第2第1号を適用し、許可したものです。

なお、隣地の建物は平成27年12月24日付で保存建築物の原形を再現する認定のため同意いただきました、「旧石戸谷家住宅」になります。

(以下、非公開)